

新型コロナウイルスに便乗した 持続化給付金の不正受給は犯罪！

持続化給付金とは新型コロナウイルスの感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、給付金を支給するものです。

持続化給付金制度を悪用する詐欺事件が発生しています。元々収入がないのに減収したように装う書類を作成し、給付金を不正に受給するものです。

また、不正受給の手続きを代行する者に運転免許証や通帳の写しを渡し、手数料を支払う場合も詐欺の共犯となるので安易にもうけ話に乗らないように注意しましょう。



以下の行為は犯罪です

- 実際は事業を実施していないのに申請する。
- 各月の売上を偽って申請する。
- 売上減少の理由が新型コロナウイルスの影響によらないのに申請する。

※これらの行為は**詐欺罪**です。(10年以下の懲役)
安易な気持ちで詐欺に加担するのはやめましょう。

